法第6条(確認申請)第1項の区分、添付図書、手数料

法第6条第1項の区分

法第6条第1項に規定する建築物の区分等は、次による。

第1号建築物(増築後及び用途変更後において第1号建築物となるものを含む。)の区分は、敷地単位による。

ただし、法第12条においては、棟単位による。

第2号又は第3号建築物(増築後において用途的、機能的及び構造的に一体となって第2号又は第3号建築物となるものを含む。)の区分は、棟単位による。

大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は、当該工事を行う建築物に対して第1号から 第4号までの区分を適用する。

号数が重複する場合は、より数値の小さい号数を適用する。

確認申請書(建築物)第3面8.の「主要用途」は、敷地単位の用途を記載する。

主要架構のはりを鉄骨造又は鉄骨造と木造の混構造とし、その他の主要構造部を木造としたプレハブ建築物は、法第6条第1項の適用においては木造以外の建築物として扱う。 (参考商品名:テクノストラクチャー)

構造概要書の添付

確認申請書に構造計算書の添付を要するものについては、別添様式による構造概要書を添付する。ただし、別添様式の内容が明記されているものであれば、他の様式でも支障ない。 (p7、8)

型式認定浄化槽シートの添付

浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の設置計画を含む確認申請の場合は、省令第1条の3第1項の表1の(い)の屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ)として、型式認定シートを添付する。

大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の確認申請手数料等

大規模の修繕又は大規模の模様替の行われる建築物の確認申請手数料等の額の根拠となる 床面積の合計とは、当該大規模の修繕、大規模の模様替の行われる建築物(棟別)の床面積 の合計とし、その1/2に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。

また、用途変更をする場合は、用途変更する部分の床面積の合計の1/2に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。